

行政文書非公開決定通知書

30 観名保第 49 号
平成 30 年 6 月 // 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年5月29日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1. 「名古屋城木造天守閣復元におけるバリアフリーに関する検討チーム」議論の内容がわかるもの (2018 年 4 月 1 日～5 月 29 日分) 2. 18/3/26 に開催された文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会」での議論を受けて史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会に提出した資料
公開しない理由	請求のあった行政文書を作成又は取得しておらず不存在のため非公開とします。 ※「1」については、今後一年以内に当該行政文書の全部又は一部についての公開が可能となる予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。